

花巻市市民参画・協働推進委員会（第11回）【記録】

日時 平成21年7月3日（金）午後2時00分～4時15分
場所 花巻市役所本館3階 委員会室
出席者 委員9名（欠席4名）
内容 1 開 会
2 あいさつ
3 協 議
（1）答申内容について
（2）その他
4 閉 会

事務局（高橋市民協働・男女参画推進課長補佐） 所定の時間になりましたので、第11回の市民参画・協働推進委員会を開催いたします。今日の会議は13名の委員さんの内、8名の方が参加で、土田委員は都合により30分ほど遅れてお見えになるということですが、会議は成立しておりますのでご報告申し上げます。それから委員の方の辞職がございます。職が変わった等の理由で第1号委員の川村委員さんと第2号委員の臺委員さんの2名から辞職願いがありまして、解職の辞令を各委員さんに送付いたしましたのでご報告をいたします。それでは開会をお願いいたします。

議 長 （照井委員長） 大変お忙しいところお集まりをいただきました。第11回の推進委員会となります。よろしく願いいたします。それでは、だいたひ皆様方のご意見もまとまって参りましたので、答申内容を最終的に確認して、答申をもっていきたいと思いますし、その後で、前回要望が出て途中になっておりましたが、答申も含めてその後のスケジュール的なものを事務局からご説明いただいて、これからの見通しを持って進めて参りたいと思いますのでよろしく願いいたします。それでは事務局のほうからこれまでの分で市民の方々からご意見等寄せられているものがありましたらご紹介いただきたいと思います。

事務局（阿部市民協働・男女参画推進課長） 以下、阿部課長 それでは市民の方から寄せられている意見がございますのでご紹介いたします。まず1点目ですけども、行政評価への市民参画は、今回の諮問・答申の対象外ではないでしょうかということで、諮問されているのは重要な行政への参画のしくみであり、行政評価は市政全般を対象に効果や効率性を評価するものなので、そのしくみは別に構築する必要があることから、答申から削除してはいかがでしょうかというのが1点目でございます。次に2点目ですが、市民参画のしくみの評価について、もう少し吟味が必要ではないでしょうかということで、事前評価、事後評価の内容、時期や対象、評価基準について議論が不十分な気がします。対象案件1件ずつすべて審議するのか。特にも事後評価は数件ピックアップして審議し、参画のしくみの改善を目的に行うとかの議論が必要と思う。また、市民参画の評価は市民がするべきとの意見も本当にできるのか、委員会だけでやってはいけないのかなど、もっと議論が必要と思うのがいかがでしょうかというのが2点目でございます。3点目は委員会としての答申案の作成を市民参画で行うべきではないでしょうか。委員会として答申案をまとめるにあたって市民の参画は求めないのでしょうか。ある程度の叩き台をまとめた時期にシンポジウムなどを開催してはいかがでしょうか。以上3点寄せられております。

議 長 はい。ありがとうございました。では、これまでのように今の寄せられた意見も踏

まえて、今日の協議を進めて参りたいと思いますのでよろしくお願いたします

丸山委員

この件、最初から申し上げているんですけど、市民の声ってすごく大事なですよ。というのはこの委員会自体が市民の認可を得るような委員会にならない限り、参画のしくみを作って、ここが評価していくって言ったって信頼を得れないと思うんですよ。今、1、2、3ってすごい大事な問題だと思うんですよ。ただ、これを踏まえて今日の議論をするという括りでいつもやるから、皆さんの意見がどっか消えちゃうんですよ。委員会の最後にはこれが忘れ去られて議論がされちゃうから。やっぱりこの三つの意見というのは、この会議体のどこかで5分でも10分でも、その日によったら、これは議論する必要ないっていうので1分で済むかもしれないし、ここにあるテーマ、例えば今でできた一番目の話であったり、3番目の話であったり、要するに「市民参加してフォーラム開いてやってよ」みたいな意見はすごく大事な話だから、ある程度これに対して議論しないと市民の意見に答えたってことにはならないと思うんですよ。ですから、今日、すぐそうしてくれって事じゃなくて、やはり市民から寄せられた意見というのを踏まえて議論するというのではなくて、市民から寄せられた意見というのも一つの議題として時間を取ることが、これからこの委員会には必要だろうと思うんですね。今日はこれを踏まえて私もご意見したいと思うので、進められてもいいと思うんですが、これからのあり方としては、やはり市民からここに寄せられる意見というのは行政に対するパブリックコメントと同じ概念だと思うんですよ。だからそれだけ責任を持って声を受けて、やはり回答する義務がこの委員会にはあると私は考えています。以上です。

議長

はい。それではこれまでこの会に対して市民の方々からいろいろ意見が寄せられて、各委員がそれを受け止めて、今度は自分の意見としてこの場で議論したり、あるいは提案したりしていきましょうということで進めて参りましたが、今、丸山委員から市民から寄せられる意見そのものも議題として取り上げてはどうかというお話なんです。いかがいたしましょうか。これまでのやり方とは別のやり方でやってはどうかということでなんですが、いかがでしょうか。

平賀委員

大事なことは大事で、どうしてもしなきゃいけないしなきゃいけないんだろうとは思いますが、ただ、そういう意見もある中で、私たちはそれを踏まえているような意見を出しているということなので、市民から出たいろんなものを議題にして一つ一つ取り上げていかななくてもいいのではないかなと、いま思っています。ただどうしても挙げなきゃいけないものが出てきたら別ですけども、いま出てきた中でも今まで話し合われたことも入っていますし、あえて答申に今それを盛り込まなければいけないものではないかなと思ってます。深く考えた訳ではないんですが。

丸山委員

やはりここは深く考えましょうよ。繰り返しますが、この委員会の最初に市長が言ったことは正しいですよ。要するに、この委員会が花巻市のこれからの市民参画・協働のエンジンになるんだと。ここでしくみを作るんだと。それで、将来的にはここが花巻市の市民参加の実態を評価したり、考えたり、検討する機関なんだぞということでこの委員会が発足したわけなんです。そこのところの覚悟は皆さんあったと思うんですよ。発足当時。それで、実際にやってみてどうかというのが私何度も言うことで、改めてここでは申しませんが、かなり頼りないものになってると。それで今、平賀委員がおっしゃった「意識してやってきたじゃないか」と言うけど、私の認識の中で、今回の答申・しくみに関して市民に問わないのか、シンポジウムとかフォーラムをやらないのかという問いは3回くらい過去にあったはずですよ。今までに市民の声として。それから行政評価の問題もたぶん2回くらいあったはずですよ。それで

私もその事はこの会議で言いましたが、そのまま素通りになってしまうんですね。議題が沢山あって、最後は時間が無いからやめましょうってことで。ということは、皆さんが意識してればいいという中で、意識から漏れてしまったらどうするんですかってことなんですよ。やっぱり市民から寄せられた声として「これは議題に載せました」「これは議論してこうなった」「これは論外の問題だから議題に載せませんでした」ぐらいの判断はできるはずなんですよね。それで私の言っているのは、市民が例えば10人の人が10個意見を持ってきたら100個だから、全部ここで議論しろって言ったら、とんでもない時間がかかっちゃうから不可能ですけど、要するに今日出てきたこの三つ、行政評価のしくみはこの答申の対象では無いんじゃないかっていうのは、非常に根本的な問題なんですよ。これは最後まで避けて通れない問題。それから3番目の「このしくみを市民参画でなぜやらないんだ」「この委員会だけで決めてるけど、なぜもっと市民に問いかけないんだ」というこの声も、この委員会に対して3度も4度も来てるんですよ。その事を1度も議論してないんですよ。その事を言ってるんですよ。だから100個すべて議論しなさいじゃなくて、100個の中の例えば98個は、議論の手前でネグレクトできるものが多いと思うんですよ。事務的処理で済むって問題もあれば、ここの委員会にそぐわないってものもあるでしょうし、そういうものはどんどんチェックしていいと思うんです。だけど大事なものは、やはりここでちゃんと市民の声を議論しましたという体制をここが採らない限り…私の言いたいのは市民から信頼されないこの委員会が、どんなに100回会合を重ねたとしても機能しないってことを言いたいんです。ですから、今日出されたこの三つぐらいはどこのかで、やはり議題としてかけない限り、私が市民だったらこの委員会を認めませんし、今ここに意見を寄せられた方たちも、何度も何度も同じ事を意見を提言するのに議論してもらってないねってことしか、たぶん彼らに返事として帰っていかないと思うんです。だから、この問題を簡単に考えちゃまずいと思うんですよ。この委員会の役割ってのは非常に重要なんだということの認識をもう一回してもらわないとまずいなと思ってます。

議長 ほかにご意見ございませんか。

高橋委員 今、丸山さんが言われたとおりだなと思いました。今日で11回目になるわけですが、それで今まで整理されてきたものが資料として事前送付されておりました。それでまずこれについてきちっと議論して、今日出された三つの部分をこれに照らし合わせて見てどうなのかということの後半のほうで議論する場があっていいのかなという気がしますが、いかがでしょうか。

議長 ほかにご意見ございませんか。それでは私から少し。今まで10回を重ねてきたわけですが、私がおんなじような形で進めたほうがいいだろうなと考えたのは、市民から意見等いただいたものも議題としてやっていくということが前提であれば、いわゆるこの会の情報をもっと多様な方法で市民に提供して、その中で考えていかないと関心のある方は見て寄せてくるけれども、あとはどこで何をやっているかも分からない状況。それがただ進んでいるという事の心配が一つ。それから、市民から寄せられた意見を必ず紹介していただくようにしているわけですから、それを自分が一委員として受け止めて「よし。今日市民から寄せられたこのことについては自分の議題として、自分が主体的に捕らえて皆さんに議題として取り上げてもらえるように提案していこう」ということでやっていけば、十分ここで議論できるのではないかなということと、そういう委員一人ひとりの主体的なものとして進めていかないと、今度は市民から寄せられたものに対して、委員会として必ず回答していかなければならないとか、その部分の話し合いに時間を費やしていかなければなくなると。そうすると我々が

諮問された中身について、それと並列の形で市民から寄せられたものもやっていかなければならないということになって、大変窮屈なものになってしまうと思うので、寄せられたものを主体的に委員が受け止めて、それをここに提案するという形でいいのではないかなと思って今まで来たんですけど。いかがですか。

丸山委員

私もそれを期待していました。だけどなされてないからここで言ってるわけです。というのはこの3点に関して3度も出されてるけど、まともに議論されてない。それから諮問されてる中身、それから議論しようとする自体、ほとんどが時間切れで議論できないでてるんですよ。で、時間が余ったらかゆとりかできたらってことは有り得ないですね。ということは最初から、例えばどんなに時間が延びようが、5分でも10分でもいいんですよ。その件に関して議論しましょうっていう時間があれば。そしたら私が最初に全部やれって言ったら、最初にやったら2時間の会議の中で30分取られちゃうかもしれないですよ。それは考え方ですよ。今、高橋さんのおっしゃったのは凄くいいやり方でね、皆さんが意見を聞いてるんだから、それを基に議論していったとしたら、実は議論の中で解消されていたとすれば、最後の5分のときに1番の質問はちゃんと解消されましたねと。2番の質問に対しては、これは今回の中では皆さんから反対が強かったから意見として吸収しなくていいですねと。それだけでいいんですよ。だから今日出たこの三つの事を議論するというのはあえて三つの為に時間を取りなさいじゃなくって、ちゃんとこいつを議論したぞと、市民の声を議論したぞという。言葉を悪く言えば形を作れということかもしれないけど、ただ、形を作らないとこういう会議っていうのは機能しないわけですから、本当に手馴れた連中が、日本でトップクラスの論者が話せばそれは議論が成り立つかもしれないけど、普通の委員会の場合はある程度、時間なりテーマを設定していかないほとんど抜け落ちてしまう。で、すでにそうなってるから、いま高橋さんのおっしゃったのでもいいんですよ。皆さん意識しておいて議論した。それで最後にその件はここで解消された。これは必要なかった。という、それだけでいいんですよ。だから会議の進め方だけなんですよ。それからもう一つ、一番最初か二回目に私言いましたけど、委員長が今おっしゃてるのがおかしいと思うのは、この委員会を市民に公表しようと言ったんですよ。それで少なくとも委員の名簿を出して、連絡先を出して、それからこれはあくまでも市民の活動なんだから、もちろん団体の方もそうですよ。いま言う団体・市民というのは全部市民として考えてますから。こういう人たちがこの委員会に出てるから、意見を述べたい人たちはこの委員の人にも言えよと。メモでもいいから。私は電話は苦手だからFAXが欲しいというならそれはそれでもいいんですよ。うちはメールにしてくれて言ったらメールでもいいんですよ。少なくともこの委員会にアクセスできるツールは公表しましょうよって、私が最初の頃に言ったらこの委員会で拒否されたんですよ。拒否というか、その時の決定はですよ。広報に名前が載るからそれでいいじゃないかと。というレベルで始まっちゃたから今の委員長みたいな話が出るのであって、最初からこの委員会は花巻市にとって、市長が言ったように正にエンジンなんだよと。ここが中核をなすんだよってことをなぜ認知しなかったんですか。市民に対して委員会として。それがあれば今おっしゃってる話は成り立たないですよ。ひょっとしたらもっともっと市民の声が出てきたのかもしれないし、いやそれだけちゃんとオープンにしてくれているんだっていうのであれば信頼しましょうってことになったのかもしれない。だからこれで二つ目の問題は私は委員長に反対します。それから3番目、時間が無いっていう問題。これは最初に言いました。別に市民の意見を先にやって半分時間を使えってことでなくて、5分でも10分でもちゃんと議論したという証が必要だということ。証をするということは誤魔化しではなくて、ちゃんと会議体の中で議論されたら、それはされましたっていうことを我々は認識すればいいんですよ。それだけのことです。私が言っているのは。以上です。

議長 ということですが、いかがですか。今お話あったように、まず基本的な流れとしましては寄せられた意見を踏まえて協議を進める。そして振り返ったときに今日の話し合いの中で市民からこういうことが寄せられていたんだけど、まったくそこに触れていないという状況があるときには若干の時間を取って協議すると。そういうふうにして進めると。

丸山委員 じゃあ追加で、今のことでマルなんですよ。いいと思うんですね。それで時間をくうようなもの、この場だけではやはり解決できないものがあるんですよ。ここで突然言われて直ぐ答え出せって言われても、皆さんも私も情報が無いわけですから、この問題は積み残しましょうでいいんですよ。最後に。で、次がこれから二週間もあるんだからその間に考えましょうやって事がいくつもあっていいわけで、全部出てきた瞬間に答えを出せってことじゃありませんので。そういう形で臨機応変に市民の声というのも反映させていくべきだということです。以上です。

議長 はい。それではそういうことで今日は進めたいと思います。それでは答申内容についてということで、前回ざっと見ていきながら、この案の5ページの参画のしくみの中の(3)参画方法の事前公表の公表する方法の⑤番、障がい者などに配慮した情報の提供ということでここに入れていただきましたけども、①はコミュニティ会議への情報提供、窓口での閲覧、それから広報紙への掲載、ホームページへの掲載、それでここに障がい者などに配慮したっていうのは、ちょっと項目の並べ方に、ここに突然障がい者というふうな形になってしまったんですが、何かこの「事前公表する方法は」のところに、例えば障がい者の方などにも配慮しつつ、下の①、②、③、④それから⑥のこういう方法で行うという表現にしてはいかがでしょうか。読み直してみたんですけど、いかがですか。

阿部課長 ちょっとその前にいいですか。今日の委員会に出席できなかった佐藤芳男委員さんから意見が寄せられてましたので、委員さんの意見を最初に紹介しておいたほうがよろしいかなと思ひまして。申し訳ございません。

議長 はい。わかりました。

阿部課長 意見が2点ございまして、1点は委員会の活性化という部分ですが、それぞれの立場から活発な意見を述べていただきたいということが1点と、答申案について申し添えたいということが1点あります。その内容ですけども、現在日本における公共事業は一旦決定してしまうと、その事業がどんなに駄目なものも分かってもなかなか凍結したり廃止したりすることができず、ほとんどが実行されてしまいます。まちづくり基本条例では市民の意見をおおいに聞き、参考にした上で事業を計画・実施することとなっています。この条例により市民参画の手法が決められました。よって、一応市民の声を聞くシステムができたこととなります。しかし、その市民の声は実際にはどのように反映されるのでしょうか。委員会の事例研究の中などでも「この事業は予算を付けてもう実施されつつあるものなのでどうしようもないのです」といった内容の説明がありました。市民から計画の変更や廃止の意見が出たときそれに対応するシステムがなければ実際にはこの条例は機能しません。したがって、事業の予定変更が容易にできるようなシステムが必要であると考えます。ということでもう1点でございまして。

議長 今のことを踏まえていただいているんですが、ちょっと二つ目、二つ目はどうい

ことですか。

丸山委員

よろしいですか。要約するとですね、いわゆるこの国の特性として、公共工事は一旦始まったら、動き出したら止まらないと。これは国もそうだし、彼の言っているのは地方も同じだと。ということは花巻市も一緒だと。いわゆる公共事業というのは動き出したら止まらないわけだから、途中からでもいいから市民がそれを評価できる、そういう制度なりしくみをちゃんとこの中にも入れて欲しいということだと思うんですよ。ですからこの評価システムの中に公共工事の中の、もちろん初めと中間と最後に我々が評価するというしくみを入れてるんだけど、それをしっかりこの中に取り込んで欲しいという事だと思うんですね。だと思います。

菊池委員

それは例えばよくあるダム建設途中でも止めることができるというくらいの強い力ということですかね。そういうとこまではいかないんですね。

丸山委員

要するに国に対してはそうだと思うんですよ。で、花巻の場合でも何度か私も言ったことがあるのは、埋蔵文化センターの話で申し訳ないけど、もう事業化して設計もされているんで、住民参加で意見交換をしてくださいよっていうことをこの半年言い続けたけど、まだ一度もなされてないんですね。それで花巻市の職員の方に話すと対処をするとおっしゃるんだけど、一度もそういうことを話されないで、下手したらこのまま建てられちゃうかもしれないと。ダムほど怖い話じゃないけど。小さいからほっとけばいい。大きいから大事ってことは無いと思うんですよ。小さくても我々市民にとってはもっと利用しやすい方法があるわけだから。ということだと思うんですよ。だから大も小もどっかで市民が参画できるような評価のしくみが欲しいなということだと思うんですよ。で、埋蔵文化センターだって、ひよっとしたら7億かけるんだから半分にして3億でいいじゃないかってことになるかもしれないですよ。オープンな意見を聞けば。という気がするんです。

議 長

はい。始まったら終わりってことじゃなくてね。プロセスの中でもきちっと段階を踏んで評価していくんだと。これ、前にそういう話になったんですよ。

丸山委員

ええ、そういうしくみを一応ここでは作ろうよってことにはなってると思うんですね。

議 長

ありがとうございました。それでは戻りますけれど、いよいよ具体的な形にまとまってきておまして、細かい所まで吟味していかなければと思いますが、前回話があった中でどこかに障がい者に配慮してということを入れていきましょうということになったんですけども、私が見たときに振興センターで閲覧に供する場合にしる、窓口でする場合にしる、あるいは広報紙でやるにしる、当然配慮しなきゃいけない部分じゃないかなと。そうすると全体にかかるという意味で、項目を立てるよりはここの文書の中に入れてほうがいいんじゃないかなと思って読んでんですけど、いかがでしょうか。

平賀委員

賛成です。

丸山委員

私は原案維持で、尚且つ障がい者だけってことじゃなくて、「など」だからいろんな方が入ってると思うんですよ。独居老人も入ってるだろうし、動けない人もいるだろうし、場合によったら花巻市の市民なのによその地方の介護施設に入っている人も入るんですよ。そこまで全部含めろっていうのはこれからの問題ですけど、居住してるってことで括るかもしれないけど、やっぱり施設なんかに入っていると、コンタク

ト取りにくい施設なんかもあると思うんですよ。ですから、私はあえて5番目という障がい者だけじゃなくて障がい者や独居老人という言葉まで含めて、それで「など」として配慮した情報伝達手段としないと、私は抜け落ちてしまうと思うんですよ。それで、ここで作ろうとしてるしくみは、要するにこの概念というのは条例に書いてあるんですよ。花巻市民あまねくというのは、マイノリティであっても子供たちであっても大人であっても皆にあまねく情報を伝えるんだよというのは条例の前の段階で記してあるわけだから、ここで記すべきことは具体的に運用するためのしくみ作りのことなわけですよ。であれば、これは皆さん理解するだろうからいいのではないかという考え方ではなくて、これはひょっとすると皆さん忘れちゃうかもしれないからちゃんと明言しておきましょうというスタンスを取らないと、このしくみのレベルアップはできないと思うんですね。だからこれは5番目を、例えば上のほうで障がい者なども含んでこうしますという書き方よりは、あえて行政サイド…これは行政を信頼するとかしないじゃなくて、行政の方も、この点は必ず障がい者の方に伝わらなければならない。これは視覚の方、これは耳の悪い方という具合に意識して行動を起こすと思うんですよ。そのためにもぜひこれは残しておいて欲しいし、あえて言えば障がい者及び独居老人などのマイノリティという言い方じゃなくて、情報の伝わりにくい人にも積極的に伝えるという趣旨の言葉は抜いちゃおかしいと思う。

議長 私ที่考虑的是这里关于5番目の項目だけになってしまいますので、この発想というか考え方を全部1番から6番までに被せたほうが、むしろいろんな機会に配慮されるチャンスがあるのではないかと。そういう意味なんですけど。

丸山委員 文章表現とか体裁の問題じゃなくて、実質的にどっちが機能するかだと思うんですよ。大事なのは。だから場合によったら形がおかしいぞっていう文章形態になったとしても、実行力が高いしくみのほうが大事なんですよ。ここでは先ほどの繰り返しになりますけど、条例にはすべてそれは書いてある。すべての市民、子供も大人も老人もおばちゃんもおじちゃんも。それで、ここで改めて事前公表のしくみということで書くのであるから、こぼれ落ちそうなものはあえて積極的に表現すべきものだと私は思っています。

議長 ちょっと微妙な表現になっていました。

菊池委員 議長さんが言っているのは、1番から4番までっていうのはいろんな手段を述べているんですよ。広報紙なり窓口での閲覧、コミュニティ会議、あとはホームページと。その中にも障がい者に配慮した情報の提供という手段と思うんですよ。それを包括して入れたほうがいいんじゃないかという事ですよ。独立させるんじゃないかと。

議長 そのほうが強い表現になるんじゃないかなと。どういう手段を使う場合もその基本的な考え方は持ってやっていただきますよという表現になるんじゃないかなと。

菊池委員 例えば1番から4番まで書いていて、そして最後に上記1番から4番については障がい者に配慮した情報の提供を含むとかというふうな感じですか。

議長 私が考えたのは①の上に「また、事前公表する方法は」ここに、「障がい者及び独居老人等にも配慮し」というふうにして①、②、③、④、こういったほうが全部にかかっていったいいのじゃないかと。

菊池委員 わかりました。

丸山委員

皆さんなければ。なんか委員長はとっても勘違いしてらっしゃるんですよ。私が言ってるほうが楽なんです。やり方。というのは、委員長みたいに①の前にそれで括っちゃうとですよ、例えば公式ホームページ搭載ってなってますよね、そしたら公式ホームページ自体が音声装置を持たなきゃいけないし、受けた人が自動的にパソコンで点字まで打ってくれなきゃいけないし、独居老人もホームページを見れなきゃいけないんですよ。そういうしくみを作らなきゃいけないんですよ。花巻市が。要するにこの①の前にかかけちゃうと。そうすると振興センターでの閲覧もすべて点字とか聴覚装置とか、これ、すべて本当は必要ですよ。それから独居老人に対しても送り迎えをして振興センターに来させる。極端な言い方をすれば。それで、窓口でもすべてそういうものを揃えなければいけないという考え方になり得るんですよ。委員長の解釈だと。ただ、それは不可能ですよ。現状では理想ですよ。不可能だから例えば視覚障がい者のためにはこういう方法で届ける。聴覚障がい者には職員がテープを持って行く。それから、ここにはテープ持って行くなんてことは一言も書いて無いんですよ。もし、この5番が抜けちゃえば。それで場合によったら障がい者とコンタクト取れる、例えば社会福祉協議会かな。必ず社会福祉協議会が窓口になってそういう身障者なり独居老人の所には情報を流すとか。本当はそこまで書かないと具体的なツールが出てこないんですよ。それで繰り返しますが、この1番の頭にすべての人たちに、障がい者、独居老人、子供たちにも下記の方法で情報が伝わるようになるとしたら、下記の方法それぞれにあまねくツール、道具を投入していかなきゃおかしくなる。成り立たなくなるから私が言ってるほうが楽なんです。やり方として。ちょっと表現悪いけど。楽という表現は失礼な言い方なんですけどね。やり易い方法なんです。逆にそれしかできないんですよ。ホームページをすべての人が見れる環境なんてのは日本ではまだまだ無いし、世界的に見ても特殊な地域でしか行われてないわけで。であれば個別にそういう困っている人たちに十分に対応できるようなことをしなさいというような一行があればいいだけなんです。だから私は委員長の意見には絶対反対です。おかしいです。考え方が。

議長

私が言ってるのはいろんな方法の得意な部分ていうのはあるだろうと。効果的な部分ていうのは。だからそれはホームページから全部聞こえなきゃない、見えなきゃない、触っても見えなきゃないとか、そういうことではなくて、それぞれの得意技を十分に発揮していくと。その時に発想として、いわゆる心に留めておかなければならないこととして、障がい者とか独居老人とか子供とか、そういう方々にも常に意識しながら、こういういろいろな手だてを踏んでいかなければならないですよと。そういう意味の文章として入れたらどうかなと思ったわけです。

丸山委員

そうであれば、上にそう書いて下にもっと書かなきゃいけなくなっちゃうんですよ。障がい者に対しては、目の見えない人に対してはこういう方法、耳の聞こえない方にはこういう方法、独居老人にはこういう方法、個別にもっとディテールを書いていかなきゃおかしくなっちゃうんですよ。というのは繰り返しますが、今、委員長がおっしゃってることは条例の頭全部、精神に入っているわけだし、条例の中にも根本的なことはそこそこは書いてあるんですよ。すべての人が対象だってことを。それで繰り返しますがそれはこれを運用するための具体的なしくみなんだから、ここでは抽象論は必要ないんですよ。基本的に。それを理解して欲しいんです。それで繰り返しますが、どっちがより効果的に本当に困っている人のところに情報が伝わるかってことなんです。委員長がおっしゃるように障がい者などのこういう方法で伝えてくださいと全部括りますよではなくて、ちゃんとした項目として①、②、③、④、⑤、⑥、⑥の文言として障がい者、独居老人にもしっかり伝えなさいって書いてあれば、それ

をやらなければやはり、基本的には行政の方々だろうと思うんだけど、頭に残ってたらやるんじゃないかと、やらなきゃいけないんですよ。だから、どっちがより不利な方々を助けられるかっていう視点で考えて欲しいんですけどね。

平賀委員　　なんかお二人だけで意見をやり取りされても困りますので皆さんも意見を入れて欲しいんですけど、委員長さんの言っていることも分かりますし、丸山さんの話もよく分かります。でもどっちかにしないと決まらないだろうと思って、現状じゃあ、委員長さんが全体に被せたいというもの分かりますけども、5番目として残していくという方法に賛成します。何か言わないと進まないと思いますから、皆さんも言ってください。

高橋委員　　福祉の立場でお話させていただくということで大変申し訳ないんですが、そもそもはここで⑤が出てこないような状況がふさわしいわけですよ。ところがやっぱり社会がそういうふうになってないので、やっぱりここは残して、それぞれ市民一人ひとりがそれに近づいていくんだよということで意識していただくためにもこういう方法でいったらどうかなというふうに思いますけど。

議　　長　　はい。ほかにございませんか。

丸山委員　　それで私は時代性として独居老人世帯などという文言も是非入れて欲しいんですよ。「障がい者・独居老人など」やっぱり私みたいに大迫の山奥に住んでいますと動けない人いっぱいいるんですよ。人に会えない人たちが。だからこれは特筆すべきだろうと思うんですよ。これからは特に。

議　　長　　はい。それではご意見いただきましたので、「⑤障がい者・独居老人などに配慮した情報の提供」と。

高橋委員　　まあ、独居という言葉じゃなくてひとり暮らしでお願いしたいと思います。

議　　長　　はい。ここちょっと気になっておりましたので話しをさせていただきました。ひとり暮らしということで入れたいと思います。それからもう一つ、6の市民参画の運用の評価。この事前評価・事後評価があって右側に「市民参画の評価は市民が行う」と、それからその下に「重要な手法の評価はこの委員会が行う」という表現がありますが、私がちょっと気になったのは「重要な手法の評価はこの委員会が行う」というふう限定してしまって良いのかなということが心配になりました。いわゆる「市民参画の評価は市民が行う」これで包括してその具体的な形として、この委員会が出てくる場合もあるだろうし、何か別の評価のためのものが出てくることもあるのかなと。いわゆる大きく捕らえておいたほうがこれから進めていくときに動き易いのではないかというふうに思いましたがいかがでしょうか。「市民参画の評価は市民が行う」これだけでここをまとめてしまう。ご意見をいただきたいと思います。

赤津委員　　ここは運用の部分ですよ。しくみ、運用。ですから私はこれでいいのかなと。

議　　長　　これでいいというのは今書いてあるとおりということで。

赤津委員　　はい。ここはいろいろ、どこのことを言ってるんだと今まで混乱があって、事業の評価なのか、やってきた仕組みの評価なのか、ここはいろいろ議論があったところですが、私は運用の評価だろうと。そういうことからすればいいのかなと思います。

議長 はい。ほかにご意見ございませんか。

丸山委員 皆さんなければ。今、赤津さんがおっしゃったとおりなんです。私たちがここでやってる仕組み作りというのは、あくまでも13条絡みの市民参画・推進の重要事項に対するしくみを作って、そこに提示された計画の事前・事後評価に対する話をしているんだから、正に赤津さんのおっしゃったとおりで、その仕組みの運用されてる状況、それからその仕組みがいいのかというのは、原則的にはこの委員会が担わされてるわけです。で、それは一つ重要でこれは永久に忘れちゃいけないわけで、それでさっき最初のころ話していたような、ここが評価するときに市民の声をどう反映するかとか、何か伝える方法がないかってのはまた別枠の話で、正に赤津さんのおっしゃったように、ここでは正にこの委員会が担ってるわけです。それがズレたらこの答申書、全部混乱しちゃいます。それと、ついでにいいですか。

議長 今回の関連して。

丸山委員 はい。ここね、私、よく読んでみたけれど、いらぬ気がしてきてるんですよ。この6番目が。市民参画・運用の評価っていうのは要するにこれ仕組み自体なんです。市民参画の評価は市民が行うっていう、これは前提、条例に書いてあることで、それでその運用はこの委員会が評価するんだよと。それからその下の運用の評価の時期っていうのは、ほとんど意味不明なんです。「市民参画の対象となる重要な計画等に関しては市民参画の位置づけを明確にした計画に基づき毎年度の事前評価と事後評価を適切な時期に行う」これはやっぱり事務局も勘違いしてると思うんですよ。これは仕組みの中で基本的には毎年度どっかの時期に重要課題に対して事業及び参画計画を作って、それをこの委員会で評価してOKなら進んでいくということであるから、この運用の評価の時期ってことがここに出てくること自体が既におかしいんですよ。それから運用の評価の項目・基準っていうことも、これはもう仕組みの中でできてるわけで、これがさっき赤津さんのおっしゃった、要するに運用を評価するのがこの委員会なんだから、ここに書いてある市民参画の運用の評価っていう三つの黒ってのは、簡単に言ってしまうと重要課題に関する事業の参画計画に則って進められているかどうかこの委員会で評価をして、尚且つこの仕組みが正しかったかどうかをこの委員会で評価すると。それだけでいいはずなんです。ここに書くことは。

議長 いわゆる三つに分けないでということですか。

丸山委員 はい。要するにこれを読んでしまったからたぶん委員長も勘違いされたと思うんですよ。全部の市の計画なのか。ここで言ってるのはひょっとしたら一年間に一つもないかもしれないですよ。それとも三つかもしれないですよ。ここに出てくるテーマっていうのは。重要課題として花巻市が一つも事業を起こさなかったら、ここにかかわってくる議題は無いかもしれない。ただ、委員会がありますよ。市民参画の全体を見るんだから。だから、ここの運用という言葉も何度も何度も出てくる花巻市の全体の事業に対するものなのか、繰り返しますが13条のいう重要課題に関して言ってるのかということちゃんと判別して書いたり見たりしないと、ほとんどこれ混乱してしまうと思うんです。

議長 それで、答申案としてまとめなきゃならないので、いま丸山さんが言ったことをもうちょっとメモしやすいようにお願いします。いわゆる項目として事前評価・事後評価とありますよね。そして右側を別に分けないでまとめると。

丸山委員 要するに事前評価・事後評価ということ自体が運用の仕組みの中身なんです。だから、ここで敢えて取り出していること自体がおかしいと私は思うんですが、ちょっとここ、すごく混乱しているから冷静に見ないといけないと思うんです。それで10分時間いただけますか。

議長 ここにかかわってですか。

丸山委員 はい。もちろんです。説明するために。というのは今日の議題の中に仕組みのイメージ図をみんな書いて来なさいって書いてあったから、一応書いて来たんですけども、皆さん書いておられますか。もし、それがあれば皆さんと一緒に話ししようと思ったんですけども。

議長 いいですね。せっかくですし、内容を理解したほうがいいですから。それでは丸山委員。

丸山委員 説明をまず簡単にしますね。言いにくい事も書いてありますし。いつも混乱しちゃうんですよ。というのは、「花巻市まちづくり市民参画の考え方」一応私案としてますけれど。いま私たちがどこを話してるかということをやっぱり何度も確認したいんですよ。というのは左側に市と書いてます。それで、右に市民。これからの時代は本当はこれ逆のほうがいいんですけどね。市というのは市行政、市長及び執行部ですね。市民というのは我々。それで我々というのは市民個人であり、市民グループとか任意団体とか公的団体、NPO。これを市民のほうに括ってます。それで市はあくまでも市長と執行部。で、この関係性からいうと、まず市民参加というのは本来は市長及び執行部と市民との関係性で、これすべてそうなんです。花巻のやってる行政はすべて。だから、私たちはこの全体を見なきゃいけないってことは確かなんです。この一番上に、市と我々市民の市民参画はどうかという方法論とか何とかだけじゃなくて、この全体を本当は見る役割があるんですね。今というよりか最終的にはですよ。ですから、今でも市長と市民の間では道具があるわけですよ。市長への手紙とかメールとか。それから投書箱もあるし、行政担当者の窓口に行きに行くのも、これ市民参加なわけですよ。本当はここにいろんな道具がある。これも一度行政には整理して欲しいと思ってるんですね。それから次の行政評価、23条。これが出てきたんでこのペーパー出したんですが、5ページのやはり4番目、行政評価への市民参画、施策の評価っていうのは残ってますね。これはやっぱり今回の答申からは外すべきなんです。というのは、ここの23条の行政評価っていうのは市のすべての事業に対して執行部が行政の事業を評価して、これは前回説明がありましたけど、コンサル入れて4、5年やったぞという。ああいう評価の仕組みを作って、その仕組みを市民がどう評価するかという話なんです。それで市民がどう評価するかっていう時に私が前回聞いたのは「今どういう方法があるのか」それを出してくれなきゃ話にならないよってことで質問したら、それは次回だったかな、出てこなかったんですけどね。推測するに今のこの行政評価は、たぶん地域協議会であるとか、いろんな委員会、何とか委員会とか、何とか建設委員会とか、そういう委員会みたいなものが担ってると思うんですよ。あと、ホームページか何かが。だからこの23条のここの5ページ4番目にある行政評価23条っていうのは、今回の答申からは外れます。これは理論的に外さなきゃおかしいんです。それでその下にいきまして、破線から下、真ん中から下ですね。市とか執行部が、これから今我々がやっている仕組み作りで「重要課題の事業実施及び市民参画計画書」これがまだ全然見えてきてないんですよ。前回いいましたけど。これが無い限り何を我々が評価できるかっていう議論ができないんですよ。実は。それ

で、これは何かって言うと、正に仕組みから出てくるわけで、今まで言ってきた重要課題とは何なのか、参画手法は何なのか、それを組み合わせた市民参画のツールを行政が行う事業のどこに位置付けて参画を進めるのかという、それ自体がまずこの13条に加える事業、市民参画計画書と。これが無ければ何も動かないんですよ。それで、それに則っていわゆる私たちがずっと長い間議論してきた市民参画の対象とする重要課題に対して、企画計画の段階、実施の段階、事業完了の段階、それぞれの段階で意見交換であったり、パブリックコメントであったり、意見聴取であったり、場合によってはワークショップであったり、こういう方法を必要なものを二つ以上張り当てていくんだと。今私たちが作ろうとしているのはこの左の部分なんです。左下、これが今回の答申の中身なんです。それで、右の真ん中に市民参画協働推進委員会と黒字で書いてあるけど、ここがやるべき仕事はその下に1、2、3、4で書いてますけれど、市民参画推進委員会の役割として、発足当初は市民参画の仕組みを考えるんだぞと。要は今年はこの仕組み、左下のようなものを考えるということを担当されてきて、今までやってきたはず。そして次にその後はその仕組みに則って「市民参画が上手くいっているかどうかを評価する」これもこの委員会の役割なんです。それから次に3番目として「参画・評価の仕組み自体を評価・修正する」これもこの委員会の役割なんです。それで4番目として本委員会の本来の役割は市民参画条例を作ることであつた。これは今クエスチョンマークにしておきます。本来はこういう役割があつたけど、とりあえずは忘れてましようということなんでこれは忘れときますが、少なくともこの委員会は1、2、3の役割を持ってると。で、繰り返しますが、今年度の仕事はこの左下の部分ですよ。それで課題として書いてますけど、ちょっと言いにくい事も書きました。何度も言ってることですが、現状での参画委員会には上記役割を、市民および行政に信頼される花巻市の最高機関として遂行する能力・意識・実質的機能があるかが問題だよ。現状ではちょっと機能不全になっちゃうかもしれない。で、形式的委員会になりかねない。それで、委員会の再構築が必要だとブルーで書いてますが、要するに今みたいな枠組みをしっかりと頭に入れて、これから答申する中身を、私たちの今の役割をしっかりと見つめて、それで仕組みを完成させていかないと、やっぱり23条の問題とか先ほどの条例とこの仕組みとの関係性がズレてきちゃうんじゃないのかという気がするんですね。それで一番上に書いてます。これ、ほんとは何度も言ってることですが、本来は行政と市民の間に十分な信頼関係、これは市民が自由に市に対して意見を言える環境であつたり、手法が整い行政はそれを真摯に検討・配慮し、完全な情報公開のもと計画立案、事業に反映させるのであれば十分なんです。だけど現実にはそれがなされてないし、なされないから条例とか仕組みが必要なんですよってことなんです。だから決して信頼してないから必要なんじゃなくて、より機能的に市民参画ができるために、私たちは仕組みを考えているんですよってことをあえて付け加えておきました。それでなぜこれをお見せしたかという、市民参画の運用の評価、6番目と4番目の23条の問題、行政評価。これを述べるためにあえて今お出ししたわけで、今の説明からこの5ページの(4)の行政評価というのは、私たちの答申からは除外されるべきだろうと。市民の方の意見からもありましたが、私も考えております。それから6番の市民参画の運用の評価というのは、それこそ「年度毎の事業計画及び参画推進計画が上手く機能したかどうかを評価する」の一行で済んでしまうことだと思うんですね。で、その評価は参画が上手くいっただかということと、仕組みがちゃんとできてるかという、その二点に関して評価するってことで、この5ページの下は済んでしまうと私は思うんですよ。こうやって三つ書くから余計混乱しちゃってるのかなと気がしてしょうがありません。以上です。何かこのペーパーに関して疑問とか質問ある方は。

と噛み合わないので、今のような説明は折に触れてこれからもお願いしたいと思えます。

丸山委員 事務局サイドはどうでしょう。この考え方がおかいしとおっしゃるなら、これからまた混乱してくるんで。これは議長を通して正式に。

議長 ちょっと待ってください。6番の右側をこのように項目立てしないで、まとめてこういうふう表現したほうが、いわゆるこれから進めていくときに応用が利いていくと思うので、もう1回お願いします。年度毎の…

丸山委員 その前にこの委員会の中からこれに対する質問・疑問ありませんか。まあ、こんなもんだらうと。よろしいですか。じゃあそれは了解得たとして、次に事務局さんに対して質問します。こういう考え方で市の参画の考え方、それから委員会の役割、それから今年度の答申に課せられた課題、私の説明でよろしいでしょうかという質問です。これは事務局に。ここですり合わせできてないと。

阿部課長 今、イメージ図をお示しいただきまして、考え方としてはこれで間違いないかと。そういうふうに思います。これ、何回か議論になっているんですが、こういった考え方を整理していただいて、答申をいただいて、それを骨格にして今度は行政のほうで実際にガイドラインなり、あるいはそれぞれの職員が実際に市民参画の対象なりを選定していく段階で、具体のマニュアルを作っていくといったような事を考えておりました。そういったことでよろしくをお願いします。

議長 基本的にこういう考え方でよろしいと。

丸山委員 そうすると23条も外れますね、理論的に。

議長 それで、先ほど説明する上で行政評価の部分については答申から外すべきだとお話があって、その事は市民の方からもご意見があったということなんですが、この行政評価について答申から外すべきということをもう少し説明していただけますか。

丸山委員 要するにここに課せられてる今年の役割は、前段から話せばここは市民参画・協働すべてを確かに見るところなんです。だけど今年一気にそれをやるってことは不可能なわけだから、今年はまず参画・協働の仕組みを作りましょうよということが諮問されていた。それは私はそれじゃあ不足だよと、条例の事も考えてよと言ってるけど、まあ、今年はそれでいいよと。そうすると、その市民参画の仕組みはどこから来てるかという、ここの条例の7章の参画と協働の13条の市民参画の方法、意見交換とかパブコメとか云々と。こういうやつがあるけれど、これを15条の市民参画推進協働委員会でもっとしっかり作りましょうよというのが、今回我々に課せられた仕組み作りだったんです。それでこの23条まで入れてしまうと、私が今このペーパーでお見せした全部の仕組み、市長へのはがきとか、振興センター、あそこに市民が意見を言いに行くことだって、大事な市民参画の方法なんです。コミュニティ会議で意見を言うことも大事な市民参画の方法なんです。それから皆さんいろんな団体会議体を持ってる。その会議体に行政が入って一緒に会議をするのも立派な市民参画の方法なんです。だからそういうものを全部考えて行かないと花巻市の市民参画っていうすべてのことは網羅できないんです。ただ、いずれはそれをしなければいけない私は思ってます。市長への手紙も一つの道具としてあるんだってことを見せなきゃいけない。だけど、少なくとも今年度はこの13条にかかわる仕組み作りをや

って頂戴ねと言われてる。その中身はあくまでも重要課題に関しての事前、実施中、事後評価。これをどういう形でいつのタイミングでやるかという事を考えて頂戴というのが今年度の諮問だったはずですから、ここに23条を入れちゃうと市長への手紙すら入れなければいけなくなりますよと、もっと大変な議論をしないと答申できませんよということです。要するに23条だけここに入れるのはおかしいんじゃないですかってことです。仕組みの中に。

議長

はい。前回だいぶ時間をかけて現状を説明いただいて、みんなで理解を深めたわけですけど、今お話あったように答申の中に入れるとすればもっと議論した上で進めていかなければいけないと。それで、今回については答申から外して、改めて次の段階で議論していったいいのでないかと。これは市民の方から寄せられている中身と重なるところであります、いかがでしょうか、答申から外すということで。

(賛成の声あり)

議長

それでは4番のところは外すということで決定したいと思います。それから6の部分については今いろいろ説明があったわけですが、基本的にOKということなので、この文言を皆で確認して案としてまとめたいと思いますが。では丸山委員お願いします。

丸山委員

要するにここ、市民参画の運用の評価というのが実はずいぶん前に説明したこれなんですよね。要するにこれが仕組み自体なわけで、これはラフなイメージですからもっと整理しなくちゃいけないんですけれども、要するにこのしくみが上手く機能したかどうかというのが運用の評価なわけだから、ここで改めて市民が評価しなさいとか、この推進協働委員会が何かしなさいとか、運用の時期がどうですよとか、こういう言葉は既にここでは必要ないはずなんですよ。だから書くとすれば市民参画の仕組みができたということは前提として、花巻市の事業に市民参画が市民参画の仕組みに則って適切に運用されたかどうかを必要な時に、基本的には毎年なんでしょうけど、市民参画推進委員会で検討・評価すると。それで問題があれば次年度に修正をかけるということ。それからもう一つは、この仕組み自体に問題があるとすば、仕組み自体を検証・再構築すると。その二つのことが入っていればいいはずなんですよ。先ほども言いましたけど、それが実は今見えてないんですよ。ここでも言うし、さっきも言いましたけど、私何度も言ってきたと思うのは何かの事例でもいいから行政が作る事業というのはこういう事業計画があって3月から12月まで事業があるとすればこういう計画の時にはアンケート取ったり意見聴取しますと。それからこういう段階では皆さんに来てもらってワークショップしますとか、できあがった段階ではまた意見を取って実際の使い勝手がどうかをワークショップしますというような、一つの事例でいいから、例え話でいいから作っておいてくれば、じゃあそれがいろんなところに適応されていくんだよということが頭に入って、それがちゃんとこういう形の仕組みとして書かれていけば、すべての事業がこういう仕組みに則って運用されているかどうかということを私たちは確認すればいいと。その役割なんですよ。だからいつまでもその参画計画というのが見えてこないから、いつまで経っても空論の議論になっちゃってると思うんですよ。それで実はこの話はまた後で事務局サイドに質問しようと思っております。ですから今回の答申書というのはあんまり複雑な表現をして読む人によって理解がズレるようなものは避けるべきだと思うんですよ。私たちのほうで解釈がもめるようなものは答申に出すべきじゃないと思う。そうじゃなくて私たちの中では少なくとも全員、読みこなして理解できたと。それから行政サイドに渡しても文章を読めば意味が伝わるというレベルのことにしたほうがいいと思うんですよ

ね。それでこれはあくまでも叩き台みたいなものだから具体的な仕組みというのはやっぱりこういう細かい仕組みを作らないと運営できないわけだから、今回の答申には書けないとして、今回の答申には重要な骨格だけ、必ずこれだけは忘れるなということだけをしっかり書き込んでいけば私はそれで十分だと思います。だからこの6番の運用の評価というの、繰り返しますがしっかりした仕組みを作った上で、事業計画に市民参画の仕組みがしっかり運用されていたかどうかを委員会で評価して、運用の仕方自体も評価するんだよと。それで仕組みが間違っていたら、修正するべきところがあったら仕組みも修正するんだよという。そこだけで私は十分だと思います。だぶりました。以上です。

議長 はい。少し文章表現は整理しなきゃいけないんですが、今の仕組みの部分が上手くいってるか。あるいは運用の部分が上手くいってるかというポイントを抜かさないようにして表現して答申案としてまとめたいと思います。それから今、いわゆる仕組みのモデル的なものでいいからあったほうが、しかもそれを委員がみんなでこういうことだなと理解したほうがいいだろうというお話があったんですが、これまでいろいろ説明いただいてますけど事務局のほうで市の事業のモデル的なものを、基本的にはこういう流れで、ここでこういう仕組みが働いているんだと、何かの形でまとめていただけますか。

阿部課長 はい。

議長 それを見てみんなで。こういう部分を全部言葉でわかり合おうとしてもなかなか大変なのでね。実際こうやって、やってみればいいのかと思います。

土田委員 今回の議論なんですけど、23条を外すということと、この市のほうで用意してくださったペーパーの参画のしくみ5の(4)を外すということは同じになるんですか。23条は執行機関がやることですよね。こちらの23条は。それでこちらはそれを委員会の検討事項から外すのは妥当として、この5の(4)を外すことの議論とそれがどう繋がるんですか。施策の評価っていうところ。

議長 この部分はですね、今回の答申にはあげないと。

土田委員 ここを抹消するんですか。

議長 はい。

土田委員 そういう意味なんですか。

議長 それで次の段階でもっと広く議論しないと全体像が掴めないということ。

土田委員 先送りするという議論なんですか。

議長 はい。

土田委員 了解しました。

議長 それでは、6を今のよう形でまとめてみるというような事になると思いますが、これまでの諮問されたこと以外のことも入れましょうということで、ずっと進めて参

りましたけど、今この最後に来て、この（４）みたいに抜かしたほうがいいとか、あるいはこの６みたいに、こういう形じゃなくて基本的な考え方を述べればいいのだという感じで、そういう視点でもう一回初めから見たときに、ここもこうしたほうがいいんじゃないかと何かありましたら、この際お願いしたいと思います。

丸山委員 3分待つて皆さんなければ二つあります。

議 長 はい。それでは丸山委員。

丸山委員 2点なんですけども、まず1点は、どうもいつまでたっても解せないのが二つありまして、4ページが一番上のワークショップの実施なんですけど、この説明のですねカード等を使って少人数のグループにより参加者全員が意見を出し合って意思形成を図るなどという、ワークショップの頭にこれを書くのはもう避けて欲しいんですよ。非常にワークショップというのが今、陳腐化していてカード発言をしたらいいとか、ポストイットで書いてグルーピングすればいいという、非常に形式的なものに陥りがちになって、この説明の中にカード等を使って少人数でグループ討論すればいいというような表現はちょっと避けて欲しいなと。それで、どう書けばいいかというのは事務局の能力に任せたいと思うんですけど、やはりもう少し具体的な手法というよりか理念みたいなものを、要するに市民が意見を出しやすい環境を作るとか、専門家を入れて議論するとか。それから公正・公平な立場で新しい考え方を、イメージを想像していくとか、計画を見直していくとか、なんかそういうワークショップの役割のようなこと。そういう意味の言葉に是非変えていただきたいと思います。これは意見です。それで「いや、これでいいんだ」って言うなら諦めますけど。もし何かいい考えがないかとおっしゃれば後日、二行くらいで提示しても結構です。これが1点です。

議 長 この説明の意味は、この説明を読んだ時に具体的にこの手法の狙いなり、あるいは効果なり、そういうことがはっきりと理解されるということが一番大事だと思いますので、今、丸山委員がおっしゃるように、こういう方法では今はもう、なかなか趣旨も上手く捉えられないとか、効果も曖昧だというのであれば、それなりの表現を提案していただいて事務局のほうでまとめていただくと。そういうふうにしたいと思いますが、いかがですか。

丸山委員 もう少し理念型の説明にしていきたいということです。形式論ではなくて。

議 長 はい。それでは第2点。

丸山委員 これもですね、今まで何度も言ってきて素通りされがちな話なんですけど、やはり4ページの⑥の上記のほかパブリック・インボルブメント云々と、これは非常によくその下、挙げていただいて私も満足してるんですが、パブリック・インボルブメントと市民会議とコンセンサス会議はいいと思うんですけど、この政策提案というやつ、それから関係団体からの意見聴取、この二つがここに入ってるのはおかしいんですよ。やっぱり。私自身、政策提案というのは1回目2回目からずっと言ってきてるんですが、ここでは既に重要課題として抽出されたテーマ、いわゆる13条に則って重要課題として提示されたテーマに対する市民参画の手法のどれを当てるかという、その議論ですから。要するに市民から政策提案されたものすべてにこれを当てはめるわけじゃないし、それから関係団体からの意見聴取というのが、ごめんなさい、団体からの意見聴取というのはいいんです。これは残します。すみません。政策提案、政策提案というのはあくまでも市民から意見を提案してもらうことであって、その提案を重

要課題として挙げるかどうかという議論がその前にかかるはずなんです。それでその政策提案に関して、さて、どういう事業を起こすかどうかというのが次のステップで出てくるはずだから、ここに政策提案がきてるっていうのはちょっと解せないんだけど。それともある事業に対して政策提案をしてくださいという…そしたらパブリックコメントと一緒になんです。要するにある事業が出てきたよと、それにいろんなツールで市民参画してくださいと。意見を聞きました。アンケート取りました。それで、さあ政策提案してくださいということはたぶん無いと思うんですよ。それはパブリックコメントであったりパブリック・インボルブメントの概念の中に入ってることだから、私が最初のころ言ってた政策提案という意味は、例えば子供たちからすれば、僕らのそばに川があるけど水辺がないよと。ちょっと水辺に降りられるちっちゃな道を作って欲しいと。これ、子供たちからの政策提案だし。それから、うちの道路は歩道橋が無いから歩道橋を付けて欲しい。これも政策提案だし。それから医療問題でお医者さんをもっとこうやったらもっと増やせるんじゃないかというのも政策提案だし、そういうのを市民が出して、その出し方が1人で出せるのか、3人以上で出せるのか10人なら出せるのか、これが正に仕組みのほうなんです。それでそこで出された提案を今度は重要課題として参画・協働の対象として議論するかというのは、その時に降りてくる話であって、政策提案というのは今でいう参画のツールじゃないんです。だから非常に重要な事ではあるんだけど、ここでは乗っかってくる性格のものではなくて、実は一番最初のほうの重要課題のほうの12条の2ページ目ですか、1、2、3、4、5、6の、この中に本来は含まれるべき事なんです。それで何度も言いますが最初の頃から申してるように市民の提案がすべて重要課題では無いよと。だけどその中の重要課題は事業計画に乗っかっていくんだよという話だと思うんですよ。ご理解できたでしょうか。

議 長 それで結論は⑥は上記のほかで挙げたものですが、ここには必要ないと。

丸山委員 ここからは省くべきだと。ここが出てくるのはおかしいなと。ただ、すごく大事なことから、忘れてくはないんですよ。繰り返しますが、一番大事なことの一つなんだけどここに入ってるのがちょっとおかしいという。

議 長 ということで政策提案の部分については削除すると。

丸山委員 それで、できたら2ページ目の(1)ですよ。ここに何らかの形で政策提案って言葉を組み込みたいんですよ。無理押しすれば市民から提示された重要な政策ぐらいにね。重要な提言みたいなことにしてもらえればいいんだけど。それでももちろん市民から提案されたものすべてではないと、何度も言いますが。それから市民にも事業提案のチャンスをくださいということなんです。この仕組みの中で。それで繰り返しますが「いや、そうじゃない」と、それはもっと前の段階で市長への手紙であったり、行政が別のルート、例えば市民からの提案書とか提言書とか、そういう仕組み、出す経路、判断する経路、返答する経路、それをちゃんと別に用意するというのであれば、あえてここでは必要ないんだけど。ただ、初期段階の仕組みの中から市民提案というものがネグレクトされることは本意なんです。ネグレクトされるのであれば、間違っても姑息なやり方だけど、論理矛盾があっても4ページに残しておいてくれと。要するに市民提案という道をこの仕組みの中のどこかには残しておきたいと。それだけです。

議 長 それでね、答申するのですから、例えば今のような意見であれば具体的にどういう形でどこに入れるとこういう趣旨が大事にされるか。

丸山委員 一番最初から言ってたことなんです。要するにこの5番目、6番目の6番目としてですね、要するに市民から提案された重大な事業でもいいと思うんですよ。事業っていうのはもちろんコンストラクション、建設計画もあるだろうし、制度設計もあるだろうし。それで追加して言えば、実はそのための手続き手法っていうのも本当は必要なんですよ。何度も繰り返すけど1人で出せるとか、5人の連名が必要だとか。ただそれはまだここで議論する段階じゃないから、いいと思うんですけどね。そういう文言を6番目に是非入れていただければ、素晴らしい仕組みができるんじゃないかと思ってます。

議長 2ページの4の(1)の⑥として、市民から提案された重要な事業という文言を入れて、⑥のところを⑦にして「上記①から⑥に掲げるもののほか、特に必要と認められるもの」という表現にすると。ご意見を。

赤津委員 ⑥の特に必要と認められるものとの関連。これをどう考えるかということなんです。それで一つの考え方はこれに寄せられないかということと、やっぱり項目立てして、その他があるんだろうといったときにですね、じゃあいったい何があるんだろうと考えちゃうんですが。そういう意味でいけばですね、原案に特に必要と認められるものがあるんだから、ここで読みこなせないかなということ考えたんですがいかがでしょう。

議長 特に必要と認められる中に市民からの提案も含まれるのだよという捉え方ですね。いかがですか丸山委員。

丸山委員 私の意見は先ほどの情報伝達のところの身障者であり老人世帯と同じ考え方なんです。要するに大事なものがありますよと、それでその他で括られてしまう弱さと、あえて特記する、意識できる強さ。まったく違うと思うんですよ。また笑われるけど綾瀬はるかの1、2、3、4、5と繋がるんですけどね。その他美女よりはNo.5に入りたいと。それで市民提案というのは非常に言われてるけれどやりにくい方法なんです。市民の方は遠慮もあるし、市長に毎日のように手紙を書いている人もいるし、私も知ってる。月に一回だけ書いている人もいるし、言いたくても書けない人もいますよね。市長への手紙なんて。だけど、この紙に書いてポストに放り込んだらとか、振興センターに行ってこれに書いて放り込んだら、今も投書箱あるから、それをしるって言ったらいいいんだけど、でももっと丁寧に積極的にしてちょうだいよと。それから行政も市民提案が積極的に来たら受け入れてよという。やはりそういう意思表示がここのディテールっていうか具体性の中には入ったほうが、やっぱり市民参画のためにはいいんだろうという考えなんです。

赤津委員 私もさっきとまったく同じ理屈で考えていたんですけども、そういう項目入れちゃえば丸山さんおっしゃってるように、二人以上だとかのやり方、方法まで踏み込んでしまうと。それは外してここだけ書いておくのかと。そうすればさっきの流れとねちょっと違うんじゃないかと。私の考えは先ほどの考えと流れの中でそうじゃないかと。意見です。

丸山委員 ほかの方あれば譲りますけどいいですか。おっしゃるとおりなんですよ。というのは今ここで仕組みとして答申しているものの、具体的な方法というのはまだほとんど議論されてないんですよ。例えば重要課題を行政サイドがどういう視点で重要とするか。例えば何度も言ってるように、公園を作る時に近隣公園を作るか花巻市の中央公園を作るかによって参画の仕組みは違ってくるはずなんですよ。それから小学校

が自分の近くに、校庭の隅にちっちゃな公園を自分たちで作ろうという、それはたぶん市民参画対象にならないだろうというように、公園一つとってもどの公園が市民参画対象かそうでないか、それから建物にしても300万のトイレなら1個ポンと作るだけだから自由に公園のどっかに作れと、だけど、1億円の公共空間にできるトイレであったら「やっぱり市民参画対象だぞ」みたいな。ほんとはその議論が無いとこの重要課題も選定できないんですよね。ですから、それと今同じレベルだと思うんです。市民が提案した事業に対してどういう評価でそれを取捨選択するかってことは、今のトイレの問題と同じレベルで現在は評価できない。ということで私は同列なんだから今の段階で入れといて欲しいなど。それでその具体的な評価のしかたというのはたぶん行政も考えるだろうと思うんですよ。もう本当はこの条例に則って市民参画の対象事例がどんどん、どんどんあるかどうか分からないけど、一つや二つ出てきてなきやおかしいはずだけど出てきてないわけで、それは申し訳ないけど行政がサボってるんであって「じゃあ、あなたたちは市民から出てきた提案をどう評価してるんだ」ということを逆に問うていけば答えは見えてくるのかなという気がするんですよね。だから我々の答申書の中には仕組みとしては文言として入れておいていいんじゃないかと思ってます。

赤津委員 それはいいんだけども、要するに手続きというか、その部分をこれからだよということでもいいものか、さっきはたまたま頭に文言、障がい者云々と入れてこうだ、いやそれは違うんじゃないかと、この議論と今のやつが私は同じ流れだと思ってるんですよ。その時に入れて欲しい、入れたらいいかとかそのこと自体はいいんですけど、そこをどういうふうに整理するのかなということさえあれば異論はないんですけどもね。

丸山委員 繰り返しになりますが、今の意見はこの2ページ目のですね、(1)の12条に定める重要な計画すべてそうだと思うんですよ。どの条例を対象にするかしないかっていう仕組み、まだ我々考えてないですし、3番目の重要な影響を及ぼす制度とは何なのか議論してないわけだし、しつこいですが5番目の公共施設も議論してない。だから提案だっていいじゃないよっていうことです。現段階では、です。

赤津委員 私は了解しました。

丸山委員 最終的には、ほんとは条例化するとき判定基準を出さなければならないと思うんですよ。ほんとは時間があれば、これを答申した後にそれぞれのディテールを詰めていかないと。これはどうやって判定するんだと。これはたぶん次の仕事になってくると思うんですけど。それは後に当然控えてるとして文言としては是非特記して欲しい。6番目に入れて欲しい。以上です。

議 長 はい。ありがとうございます。今、丸山委員と赤津委員のほうからいろいろ意見が出て、基本的には具体的な部分については今後に残すとしても、まず入れることについてはいいのではないかとということでございますが、ほかの委員さん方どうですか。

(賛成の声あり)

議 長 市民から提案された重要な事業、ということで入れていくと。ほかにございませんですか。あと残りの時間25分ぐらいのところですので、もう少し内容についてご意見があれば伺って、その後、事務局のほうからこれについての今後のスケジュール的なところを説明いただいて、その後に市民からの部分で若干残ってるところ、最初に

確認したように、そういうふうに進めたいと思います。残り時間が少なくなっておりますのでよろしくお願いいたします。

高橋委員 文字の確認でだけさせていただきます。4ページの⑤の委員の公募のところなんですが、運用のところの2番目のところなんですが、募集用件の「よう」はこれでよかったですでしょうか。

議長 「要」ですね。ありがとうございます。

丸山委員 進行上の意見ですが事務局サイドの今後の方針を先に伺っておかないと、それが重要だと思うので是非、聞かせていただきたいと。

議長 この内容についてはまず一段落付けてもいいですか。

(異議の無い旨の発言あり)

丸山委員 それでたぶん、先ほど言いました仕組みの話とか事業参画提案の話も出てくると思うんで、それを聞いてまたこれを考え直すこともあると思うんですよ。ですからできましたら今後答申を受けた後、事務局がこれをどう処理していくのか、伺いたいなと私は思います。

議長 とりあえず今日、メインに据えていた答申案の部分の大まかなところ、大体のところはOKということで、後は今後の進め方等を伺いながら、そうであればここはもう少しこうしたほうがいいんじゃないかという事も出てくるかもしれません。それでは事務局のほうから今後のスケジュール等についてご説明をお願いします。

阿部課長 その前にですね、答申案に関連しましてイメージ図、これも考えていただきたいということで開催の案内のほうに載せさせていただいておりますが、委員さんからイメージ図を寄せられておりますので、皆さんにお配りしたいと思います。

議長 では佐藤委員（芳）からのイメージ図が提出されましたので、ざっと目を通していただいて何かあれば。

丸山委員 今日は本人はいらっしゃらないわけですね。

議長 この前のお話でもですね、いわゆる市民の方々、我々も含めてですけど、より具体的なイメージを持っていただくために、言葉だけじゃなくて図とかでも添えながら説明ができればより趣旨も理解されるのでないかというお話もありましたので、そういう意味で見ていただいて、これからいろいろガイドライン等に取り組む予定があるようですので、こういうのも含めてイメージ図も生かしていただくということで、そういう視点で見ていただければと。

丸山委員 それで、すみません。これは事務局に対する質問なんですがよろしいですか。

議長 はい。事務局に質問があります。

丸山委員 佐藤（芳）委員さんのと私のと二つ出てきたわけですが、これはこれからどうするんですか。この委員会で議論してちゃんとしたイメージ図を作れということなのか、

それともここではこれを事例として事務局さんのほうでまとめてくれるってことなんですか。

阿部課長 そういったことについても委員の皆さん方でご協議いただいて、やはり自分たちでまとめたいということなのか、事務局のほうでまとめてくれという事になるのか、皆さんで協議いただきたいと思います。

議 長 はい。ありがとうございます。あきらかにイメージ図の中でここは別の形になるんじゃないかとか、あるいは誤解を招くんじゃないかとか、あるいは少し具体的に直したほうがより活用されるんじゃないかとか、そういう視点でご意見いただければいいかと思います。

丸山委員 どういう形で意見を言えばいいのかな。いいんですか意見を言って。

議 長 ご本人が居ないので客観的に見てね。

藤井（与）委員 二つの案が出たわけですが、それをどうのこうのじゃなくて、事務局に一任したらどうですか。私はそう思いますけど。例えば丸山さんのほうを認めるとか、佐藤さんのほうを認めるとかじゃなくて事務局に一任したらいいんじゃないですか。

議 長 私とすればイメージ図をここで確定して必ず何かに載せなきゃいけないとか、そういうことではなくて、活用していただくための、これから市民に分かっていただくために活用していただくための参考のイメージ図として取り上げたいと思います。そういう意味でこれから具体化していくときに活用しやすいように。あるいは誤解を生まないように、そういう意味で委員会として、ここはこう直したほうがいいのか、ここは疑問だから保留しておきましょうとか、そういう部分を確認できればいいと思います。あんまり時間をかけられない部分ですのでよろしくお願いします。

丸山委員 それでもう一つは何度か私が提示してる理由は、ここの委員会自体が共通認識持ちたいんですよ。それが一番大事だと思うんですよ。ですから事務局に任せるんじゃないくて、やはりお一人お一人がしっかり見てもらって頭に入れて、これはおかしい、これは正しいっていうご判断をしてくれないと出してるほうはがっかりしちゃうと思うんで。やはりある程度は議論していただきたい。ただ、最後までここで作り上げようというのは無理だと思うんで、それは誰か一人二人でしっかり書いていかないと、こういう仕組みはできないんで。ただ、その中身に関しては十分理解していただきたいと思います。

議 長 丸山委員からいただいた図はさっきの段階で皆でOKということになりましたので、あとは今、佐藤委員からのものが出てきていますので。

丸山委員 意見として言いますと、参加対象外の施策というのが左二つにあるというのはちょっとこれ解せないんですけど、要は大きな流れは施策計画の段階、施策の計画…

議 長 二つ目が、ここ計画ではないですね。実施ですね。今の行政の下の縦の流れですが。

丸山委員 で、なつてれば、あと参画対象というのが1から6まであって。まあ、これちょっと修正しましたよね。それで施策が妥当かどうかという評価、それから反映されてなければ廃止とか見直しとか完了後の成果チェック。まあ、述べられてることはこうい

う事だろうと。ただ、ちょっと解せないのが参画対象外の施策がきて、また参画対象外の施策を下に流してるという、このへんがちょっと意味不明なんですけど。

議 長 図の左側の部分ですね。

丸山委員 それで、これはいらっしゃらないからということじゃないけど、佐藤さんの頭の中にはいつもすべての施策についてを参画対象にするというのをどうにか入れたいきらいがあるようだけど、それは前段階の話だろうと思うんですよ。私たちが考えてる仕組みはあくまでもやっぱり12条という中から書いていかなければいけないんで、この1から2への矢印というのは、これはたぶん我々の今の仕組みからはネグレクトされるんじゃないかと思いますね。それで参画対象外の施策云々というのがちょっと意味不明なんで、無くなれば大きくは私が捉えてるのとそうは違わないだろうと。

赤津委員 これも対象にすると。どっかで。という意味なんですかね。

丸山委員 佐藤さん、この間の話で理解されたかどうか分からないけど、要するに重要課題として選定する前の資料、それを見せてくれてことで了解したと思ってただけど。

赤津委員 そうですよ。

丸山委員 その後の話がここから仕組みとして出てくるので。その前から書き込むことも必要かもしれないですけどね。書き方かもしれないです。要するにすべての事業があって仕組みを透過して課題が出てくる。それでその課題に対しての市民参画の方法論ということだから。それでどうします。この委員会で作りますか。

議 長 さきほど丸山委員から出たので、事務局のほうも無理なくOKだということなので、あとは例えば部分的にとか、これからガイドラインなるものを作っていくときに、この図をこの部分で大いに活用していきましょうとか、あるいは全部じゃないけども部分的にここは別のほうの資料も使いましょうとかそういう活かし方をしてもらえばいいと思うんです。

丸山委員 私もそれ、賛成です。この二つを参考に事務局で整理してください。それで疑問があれば相談に乗ります。

議 長 ということで事務局のほうはいかがでしょうか。

阿部課長 はい。わかりました。

議 長 お願いいたします。活用するのですから。

丸山委員 ちょっとすみません。裏取引したくないので。場合によったら、私、個人的に意見を言ってもいいですか。事務局に対して。これの注釈とか。

議 長 これに関連してね。それはいいですよ。

丸山委員 いいですか？事務局が作ってる所に行って、私の考えをもう少し細かく説明するとか。裏取引じゃなくて市民提案として。そう意見を言ってもよろしければ、事務局さんがよろしいと言えば意見をしたいと思います。

議長 それは要望に応じて。ただ基本的にこういうイメージだということは皆さんで了解したわけですから、その範疇で進めていただければいいんじゃないですか。

丸山委員 裏工作じゃありませんので。

議長 ありがとうございます。それではイメージ図の部分の協議のほうは以上で終わりにして、時間も無くなってきましたので、これからのスケジュールといいますか、流れの部分、事務局のほうから説明をお願いします。

阿部課長 それでは今後のスケジュールということで、あくまでもこれは委員会のほうから答申をいただいた後のスケジュール案ということで順次説明をさせていただきます。答申をいただきましたならば庁議のほうで報告し、庁内への周知を図りたいと。また、併せて市のホームページのほうで公表したいというのが右上の部分でございます。職員検討チームというものを設置して、ガイドラインあるいは庁内マニュアルを検討していきたいというふうに考えておりますけども、これはやはり職員の意識改革あるいはその意識を高めていくことが重要だろうというふうに考えております。それで、検討を重ねながらそういった意識改革あるいは意識を高めていければなということ考えているものでございます。今申しましたとおり大きく二つ、ガイドラインとそれから庁内マニュアル。この二つを検討していきたいということで、それが左側の職員検討チームの欄の1番と2番でございます。まず、ガイドラインの検討についてですけども、これについてはもう一度職員の中で条例の再確認、あるいはいただいた答申の内容説明をした上でもって、答申を基にしたガイドライン原案の検討を進めて参りたいというふうに考えてございます。また2番のほうのマニュアルの部分ですけども、ガイドラインの検討と並行して、職員用のマニュアルの検討も進めたいと考えてございます。それで、マニュアルのほうにつきましては、参画の対象の捉え方とか具体的にどういった手法を取り入れるかとかその手法の選定、あるいは事前公表の手順とか各種様式とか手法のガイドラインなどを検討していきたいというふうに考えております。それで、大切なことは、重要なものとして二つ以上の手法により市民参画を得るのは具体的にどの計画であるかとか、あるいは条例なのか。また、どの段階でどのような手法を取り入れるかということになるかと思っておりますので、その部分については現在有る計画などを基にしまして、一つ一つその点について検討してみなければならぬんだらうなというふうに考えております。そういったものをまとめまして、ガイドラインの原案として庁議のほうに諮って決定したいと。④番の部分です。ガイドライン原案をまとめ（庁議へ）という部分でございます。それでこの原案を庁議で決定したのちは、パブリックコメントを実施したいというふうに考えております。それから職員へも周知し、意識を高めていきたいということで庁内説明会を開催したいと。それから、同時に市民説明会も開催していきたいというふうに考えております。その後パブリックコメントで出された意見、あるいは市民説明会での意見を集約しまして、それを再度、職員の検討チーム、こちらのほうで検討・調整してもらうというふうに考えております。それで、それらの調整されたものを最終のガイドラインの案として庁議に諮り最終決定したいというふうに考えてございます。それがこの中段の部分でございます。庁議で最終案決定になった後は、まずパブリックコメントの意見とか市民説明会の意見・結果を公表したいというのが一つあります。それからガイドラインを市のホームページ等で公表、お知らせしたいというふうに考えてございます。更にはそのガイドライン、それから職員用のマニュアル、これについて庁内説明会を開催いたしまして、運用に向けた説明と各課に対して事前公表にかかる取りまとめの依頼をしたいというふうに考えてございます。それで各課から提出されました事前公表の

案を取りまとめまして、職員検討チームにおいて、それらを検討・調整したうえで、事前評価という形で諮問したいと思います。諮問の後、答申をいただきましたらば、修正等があれば職員チームあるいは各課へ再度それを戻しまして、再度調整したうえで市のホームページ、広報等において市民参画の計画を事前公表したいというふうな流れで考えております。さっき申しましたとおり、一つ一つ具体的に検討してみたいなという部分もありますので、まず、ガイドラインについては年度内の完成を目指したいなというふうに考えてございます。以上です。

議長 はい。ありがとうございます。答申を受けてからの取り組みの手順等を今ご説明いただきました。それでは意見を伺います。

丸山委員 要するに下から二行目の事前公表案の検討から運用と考えていいんですか。仕組みの運用ってのは。

阿部課長 右側の下のほうにある事前評価あるいは事前公表という部分でしょうか。

丸山委員 いやいや、左側の。要するにガイドラインを作りましたと、パブコメをとおして、庁議をとおして。それで、よし、運用を始めた。というのはこの事前公表案の検討・調整これをスタートと考えていいんですか。

阿部課長 そういうふうになっております。

丸山委員 そうですね。これがスタートするのが来年の4月・5月ということですか。予定では。

阿部課長 ガイドラインの策定を年度内に進めれば、新年度そういった形に進んでいければいいなと。

丸山委員 新年度から運用ですね。

阿部課長 ただ、実はこれ現時点といいますか、そう遠くない段階で答申をいただければ、まあこれくらいに進められるのかなというふうには考えてございますけども、ある程度、やはり答申がまとまった段階で、具体の職員チームでの検討という事を考えておりますので、その時期によっても多少左右されることはあると思います。

丸山委員 ほかの方が無ければまだあるんですが。ガイドラインに関しては市民公表してパブコメ取るけど、庁内マニュアルってのは我々見ることはできないんですか。というのはガイドラインてのはあくまでも、こういうふうにしますよということですよ。それで、実はマニュアルってほうが一番大事であって、このガイドラインとマニュアルってのは一体のものであると思うのに、どうして敢えてガイドラインとかマニュアルとか。それから残念ながら右側の中のパブコメとか何とかってのは全部ガイドラインになってるんですよ。マニュアルは出てないんだけどこれはどういうことですか。

阿部課長 マニュアルについては公表しないというものではございません。公文書公開は当然やっていることですから。ただ、かなり細かい部分まで出てきますので、それをどういった形で公表できるかっていうのはこれからちょっと検討しないと、今この時点で公表しますと言えればいいんですが、具体の検討に入ってみてからでないと、どういった形で公表できるのかなという部分はあります。

丸山委員

繰り返しますが、ガイドラインでは日本は戦争しませんと軍事同盟結びませんと言ってるんだけど軍隊できちゃったみたいなもの、実はマニュアルが大事なわけで、マニュアルに何が書かれているかによってガイドラインではどっちでも転んじやうと思うんですよ。ですから、例えばマニュアルが5ページになったとか10ページになったとか100ページになる、100ページのマニュアルなんてたぶん行政の人も使えないわけですよ。はっきり言えばマニュアルなんてのは5、6ページで、どんな行政マンが見ても運用できる使いやすいものでなければマニュアルにはならないと思うんですね。それで、もしもそれが公表したら大変な膨大な量だから市民の評価もできないよっていうマニュアルならそのマニュアル自体が間違ってると思うんですわ。ですから、是非マニュアルも公表していただきたい。要するにガイドラインと同じようなレベルで市民の目を通すべきじゃないでしょうか。ですから、できたら公表するとか、できるようなら公表するじゃなくて、ガイドライン及び庁内マニュアルってのは是非これ公表してくれないと私たちの委員会としても…私はとしましょ。私はこのスケジュールを認められません。以上です。だって非公表の理由が無いと思うんですね。

阿部課長

そのへんは十分配慮していきたいと思います。

丸山委員

それで、行政さんはいつもこういうのは情報公開条例があるんだから開示請求してくれというのはとんでもない話で、こういう仕組みってのは一緒に作ろうよ、一緒にいい市ができるようにみんなで仕組み考えようよ、としてののに、例えばパブリックコメントでガイドラインが出てきて、マニュアルのほうが私たちのほうで考えてますよというようなシンポジウムとかフォーラムがあったら私は潰しますよ市民として。それぐらいの覚悟を持って今回の仕組み作りは考えていただきたいんですよ。それで今の事務局自体がマニュアルはこれから庁に持って帰って皆で考えるから公表できるかどうか分からないのであれば、やっぱりそれは私は市に対して不信感持ちます。以上です。これは是非、ガイドラインとマニュアルってのは具体的なものとして公の場で議論すべきでしょう。以上です。

議 長

はい。ほかの委員さん方がですか。事務局は公表しないということじゃないでしょ。

阿部課長

すみません。補足させていただきます。けして公文書の公開ができるから、それを見てくれという意味で申し上げたものではございません。それから先ほど申しましたとおり、どういう形で公表できるか、例えばホームページに掲載するっていうことであれば、そういった部分はある程度のところまでは当然可能かとは思いますが、そういった部分は検討しながらですね、マニュアルの公表に向けても考えていきたいと思えます。

議 長

ガイドラインとマニュアルと一体のものとして市民にも分かっていただくように配慮いただくと。

丸山委員

であればですよ、どうして右側に入れてくれないんですか。ガイドラインだけがパブコメの対象であったり、市民の場に、公にだしましょとしてののに、ここに要するにマニュアルを入れてくれれば何ら問題ないんですが。ここにマニュアルをなぜ書けないんでしょう。それだけの事なんです。言ってるのは。

阿部課長 今いただきました意見、尊重させていただいて、公表なり市民へもそういった情報も提供できるように検討していきたいと思います。

議長 一体のものとして公表していただくということで。ほんとは今日でまとめたかったんですがまとめれないのもう一回やらなきゃいけないので次のときにはっきりと確認したいと思います。

丸山委員 次、是非ご意見ください。マニュアルも一体のものとして事務局が考えてるかどうか。それで時間がないんで終わりにされちゃうと困るので1個だけ言いたいことがあるのでよろしいですか。一番これ肝心なことなんで少し性根を据えてしゃべりますが、ほとんど最初から私言ってることで、実はこの仕組みが無くたって条例は動いてますよと。去年の4月から。でもう1年半以上経ってますと。それで、条例が動いてるのに、それで既に市民からいろいろな疑問が出ている。ドーム付きの体育館をなぜ作るのかとか、私、地元の大迫なのに埋蔵文化センターのことが一言も市民に問いかけてない。博物館を壊すという市の決定は新聞で知った。議員も市民も市役所の職員に対してクレームを付けてるけど、私も付けました。そしたら担当部署に意見はいいましたという回答はあったんですが。それから花巻空港のターミナルの跡地利用とか、重大な課題がいっぱい去年から散見されてるのに、一つも市民参画、意見すらアンケートすら取っていない。1年半。これはなぜでしょう。要するにこれはもうすでに職務怠慢ではないかということ。それからこの仕組みを作るのが今年度だというのは、それは仕方ないと思います。これから庁内でもコンセンサス得たり、形にしていくためにこれから半年くらい十分かけて欲しい。それは分かります。だけど、じゃあ来年の4月まで何もしないのかってことです。問題は。そしたら今のままで行政さんのこれまでの対応からすれば、仕組みが無いからどうやって動いていいか分からない。個人とか、役場の職員が。だから一応、参画・協働を考えなさいとは言うけれど、市長も言ってるけれど、行政マンはなかなか動かないから出てこないんだよというのが多くの行政マンの言い方です。だけどそれじゃあ話が通らないでしょうと。仕組みができたって同じことを繰り返すのであれば、既に意識改革をしてくださいと。職員の方は。それで、最低でも各部署に市民参画推進委員とか市民参画推進担当者とか、そういう人間を張り付けて、その人はいろんな視点で、広い目で市民の立場に立って、もちろん行政の仕事の意識も持ちながら、何が市民参画できるのかということを実際に考える人たちを各部署に一人ぐらいい置いてください。そうでないと、また4月まで何もしなかったよって言ったら、きっと市民から大きなしっぺ返しが来ると思います。しっぺ返しというか反論が出てくるんじゃないかと。だから来年の4月まで何もしませんじゃなくて、既に今できることがあるはずなんです。正に意識さえ変われば仕組みなんかいらぬ。何度も繰り返すように。それで、仕組みができなければ何も動かないのであれば、たぶんこれは永久に動かないであろう。だから少なくとも、最低、条例ができたんだから条例に則って市民参画を一生懸命考える職員を一つの課に一人ぐらいい置いてください。でないとも何も動かないでしょう。と思います。以上です。

議長 はい。意見という事で。今、丸山委員から出たように条例そのものは動いてるわけですので。ただ、委員会の中でも出ましたけど、ゼロから始まるのではなく、これまでいろいろな取り組みをされて来てるから、そういう部分からこの参画・協働に活かせる部分とか大事にしたい部分、そういうことを確認しながら進むのも意識を高めるうえでは非常にいいのではないかと。そういう意味で待ってるのじゃなく、並行してどんどん進めていっていただきたいというふうにも思います。その両方が一緒に進んだ時に、まとまった時にすぐ響く形がでてくるんじゃないかと思っていますので是非よ

ろしくお願ひしたいと思ひます。それで、もう4時10分になるところです。最初に確認しましたように、少ししか時間がないですけど、今日、最初に寄せられた意見について何かございましたら。いわゆる23条の關係の部分については先ほど伺いましたので、そのほかの部分で何かご意見ありましたらお願ひしたいと思ひます。

丸山委員

じゃあ簡単に進めるために、23条もクリアしたと思ひますし、やはり委員會の活性化というのは常に我々意識しなきゃいけないことだから、是非活性化しましょうということだし、今回はこの三つの意見はほぼクリアできたと思ひます。

議 長

ほかの委員さん方どうですか。はい。ありがとうございました。だいぶ大きな修正と申しますか、これまで話し合ってきたことを踏まえて、切ったりまとめたりということもありましたし、非常にこの委員會の意思が入って来たのかなというふうに感じております。次回最後のまとめということで確保したいと思ひますのでよろしくお願ひいたします。今日は大変ありがとうございました。

(午後4時15分 散会)